

課法 12 — 13  
令和 7 年 11 月 19 日

全国間税会総連合会  
会長 迫本 淳一 様

国税庁 課税部  
法人課税課長 秦 幹雄

### 通勤手当の非課税限度額の引上げに関する周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されるところ、令和 7 年 4 月 1 日以後に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和 7 年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

このため、国税庁としましても本改正に係る周知に努めているところですが、貴総連合会におかれましても、各連合会及び各単位会に対して、次の内容について周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

#### ○ 国税庁ホームページにおける特設サイトの更新について

国税庁では、国税庁ホームページ内に通勤手当の非課税限度額の改正に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設しているところ、今般の改正に伴い、特設サイトを更新し、リーフレット・Q&A 等を掲載しております。

改正内容について広く周知する必要があることから、各連合会及び各単位会の機関紙（誌）等に、以下の特設サイトの URL 等を掲載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

#### 【特設サイトの URL 等】

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>



※ 御不明な点がございましたら、下記の連絡先まで、お問い合わせください。

【連絡先】  
国税庁 法人課税課 源泉審理係 砂子  
03-3581-4161 (内線 3437)